質問回答書

入札番号	下財第 292 号
件名	令和6年度(債務負担) 建築物環境衛生管理業務
担当課	財務課

質問事項

特記仕様書の「1.業務内容」の空気環境測定から害虫駆除までにつきましては、作業規定に基づいて積算が可能ですが、環境衛生管理技術者選任の配置についての詳細の提示をお願いいなります。

1. 環境衛生管理技術者選任の配置について ①技術者の配置の仕様はどの様なものなのでしょうか、市役所内に通常の勤務体系での配置なのか、又は作業、業務対応時のみの配置なのか、 又はそれ以外の対応となるのか…

たします。

②不特定多数の人が出入りする施設に建築物環境衛生管理技術者の届け出が義務付けられておりますが、宿泊客などに対応する施設と、市役所のように市民を中心に対応する施設では技術者の年間の管理について作業内容が変わってくるものと感じております。

庁内の環境管理に対してはどの様な作業を計画 されているのでしょうか作業業務仕様書をお願 いいたします。

以上ご配慮よろしくお願いいたします。

回答

1. ①について

市役所内に常駐する必要はありません。(厚 生労働省ホームページ参照)

②について

落札業者は「特記仕様書 1 業務内容」に 記載している業務を行い、それ以外の環境衛生 管理のための業務は本市が行います。

本市の業務として、日常の清掃、大掃除(窓 拭き等)、残留塩素測定、合併浄化槽の法定点 検等を行います。

> 下田市役所財務課検査係 TEL 0558-22-3912

E-mail kensa@city.shimoda.lg.jp